

射 撃 指 導 員 指 定 解 除 通 知 書

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の3第2項の規定により、下記の者の
射撃指導員の指定を解除する。

年 月 日

公安委員会 印

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
指 定 番 号	
解 除 年 月 日	
解 除 の 理 由	

- 備考
- 1 用紙は、洋紙とすること。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。